

吸収分割に関する事前開示書面

2021 年 3 月 25 日

株式会社 P R T I M E S

2021年3月25日

株式会社PR TIMES
代表取締役 山口 拓己

株式会社THE BRIDGE
代表取締役 平野 武士

吸収分割に関する事前開示書面

(分割会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書面)

(承継会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前備置書面)

記

1. 吸収分割契約の内容

【別紙1】のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項

本会社分割に際して、承継会社は分割会社に対して承継する権利義務の対価として4,413千円の金銭を交付いたします。

当金額は、承継する権利義務の内容等を総合的に考慮し、承継会社と分割会社とが協議・交渉の上で決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は2021年3月19日に設立された会社であるため、最終事業年度がありません。
なお、成立の日の貸借対照表は【別紙2】のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 設立の日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

7. 分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本会社分割については、下記の理由により、分割効力発生日以後に分割会社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

(1) 分割会社の2020年11月末日現在の貸借対照表における資産の額は3,124,061千円、負債の額は725,179千円、純資産の額は2,398,881千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本会社分割により、分割会社が承継会社に承継させる資産の額は4,413千円、負債の額は0円となる見込みであり、本会社分割が分割会社に与える影響は軽微です。

(2) 承継会社の設立時(2021年3月19日)の貸借対照表における資産の額は30,000千円、負債の額は0円、純資産の額は30,000千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、分割会社が承継会社に承継させる資産及び負債の額は上記(1)のとおりです。以上より、本会社分割後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上

吸収分割契約書

株式会社PR TIMES（以下、「甲」という。）と株式会社THE BRIDGE（以下、「乙」という。）は、甲の営む第1条記載の事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割・当事者）

第1条 甲は、本契約の定めに従い、効力発生日（第4条で定義する。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲のスタートアップメディア「BRIDGE」に関する事業（以下、「本分割事業」という。）に関して有する第5条所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

② 本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（吸収分割会社）

商号 株式会社PR TIMES

本店 東京都港区南青山二丁目27番25号

乙（吸収分割承継会社）

商号 株式会社THE BRIDGE

本店 東京都港区南青山二丁目27番25号

（対価の交付）

第2条 乙は、本分割に際して、乙が第5条に基づき承継する権利義務の対価として、総額金4,413千円を甲に対して支払う。

（乙の資本金及び準備金）

第3条 本分割により乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

（効力発生日）

第4条 本分割の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年5月6日とする。ただし、分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（承継する権利義務）

第5条 甲は、2020年11月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、本分割事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務（その内容は、別紙「承継権利義務明細表」に定める。）を、効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。

② 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

（本契約の変更等）

第7条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、本契約を変更し又は解除するこ

とができる。

(本契約の効力)

第8条 本契約は、甲及び乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られなかったときは、その効力を失う。

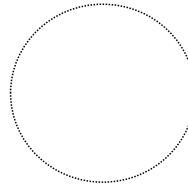
(規定外条項)

第9条 本契約に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

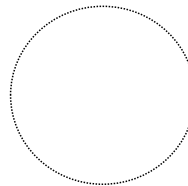
本契約の成立を証するため本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ甲が保有する。

2021年3月19日

(甲) 東京都港区南青山二丁目27番25号
株式会社PR TIMES
代表取締役 山口 拓己



(乙) 東京都港区南青山二丁目27番25号
株式会社THE BRIDGE
代表取締役 平野 武士



別紙 承継権利義務明細表

1. 資産

(BRIDGEサイトを構成する) ソフトウェア、BRIDGEサイト構築費用。

2. 負債

承継されないものとする。

3. 雇用契約

該当なし。

4. その他の権利義務および契約上の地位

(1) 効力発生日において、本分割事業に関し甲が締結している一切の契約上の地位（ただし、本分割事業以外の甲の事業にも関連して締結された契約およびその他法令上承継が認められない契約を除く。）およびこれに基づき発生した一切の権利義務（ただし、効力発生日の前日までに発生した金銭債権および金銭債務を除き、また、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。

(2) 本分割事業のみに属する甲の許可、認可、承認、登録及び届出のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

以上

【別紙2】

貸 借 対 照 表

(2021 年 3 月 19 日設立現在)

(単位：千円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[30,000]	【株主資本】	[30,000]
現金及び預金	30,000	資 本 金	15,000
		資 本 準 備 金	15,000
資産合計	30,000	純資産合計	30,000